

会津若松市長
室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 松 川 和 夫
会津若松市監査委員 近 藤 信 行

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

- 1 監査の対象 水道部（総務課、施設課）
- 2 監査の期間 平成 26 年 7 月 23 日～平成 26 年 12 月 10 日
- 3 監査実施日 現地調査日 平成 26 年 9 月 26 日（金）
備品調査日 平成 26 年 9 月 26 日（金）
対面監査日 平成 26 年 11 月 5 日（水）
- 4 監査の範囲 平成 25 年度事務執行分
- 5 監査対象事項（主なもの）
 - (1) 固定資産及び貯蔵品関係 固定資産、たな卸資産の管理状況
 - (2) 経理関係 調定、収入事務状況
 - (3) 契約関係 会計規程、契約規程の遵守状況
 - (4) その他 時間外・休日勤務命令、備品・物品管理状況
債権管理状況
- 6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、あわせて所属長及び職員から説明を聴取した。
- 7 監査の結果 事務の執行について、適法性、効率性、妥当性の観点から監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、次のとおり一部に是正又は改善を要する事項が認められた。
なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、文書で措置を促した。

(1) 指摘事項

下記のとおり指摘事項が認められたので、必要な是正措置を講じられたい。

○ 六軒浄水場2系ろ過池設備改修工事にかかる施工管理について

- ・ 設計図書による支保工の施工管理が徹底されておらず、安全対策が不十分なもの。

「事実」

当該工事(※)のうち排水管布設替工及び流出管布設替工にかかる土留工においては、設計図書によると、支保工に使用する木製腹起しは「太鼓落とし」で、その厚さは15cmとなっているが、現場では太鼓落としではなく厚さの薄い角材や板材が使用されていた。

さらに、設計図書では、「腹起し及び切梁は、掘削深度2.0m以上は2段」とあるが、1段しか施工されていなかった。

※ 六軒浄水場2系ろ過池設備改修工事 工事費 39,856,950円

「是正の意見」

- ・ 工事施工管理の徹底を図るための監督体制の強化

工事の施工管理にあたっては、当然ながら受注者の施工管理のあり方が問われるところである。

同時に、市の監督員は会津若松市工事請負契約約款第9条に基づく権限によって、設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む)などを行うものであるが、本件では適正を欠いている。

当該土留工は、指定仮設であることから、福島県土木工事共通仕様書においても監督員の段階確認が必要とされており、設置完了時に使用材料、高さ、幅、長さ、深さ、間隔等確認することとなっている。

工事の安全は最優先事項であり、設計上も水道事業実務必携(全国簡易水道協議会発行)に基づき必要な対応がなされていたにもかかわらず、支保工作業について受注者の施工変更を見落とすなど、現場管理において有効な対応がなされていなかったのは重い問題といわざるをえない。

安全対策として、土留工を計上した重要性を認識し、今後の工事施工においては、設計図書に基づいた施工管理の徹底を図るべく、監督体制の強化について組織的な意識改革に努められたい。

(2) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

○ 老朽管更新事業 一箕町八幡滝沢配水管布設替工事にかかる事前調査について

(改善すべき事項)

- ・ 的確な現地調査に基づく適正な設計・積算の実施

当該工事(※)の契約変更のうち敷鉄板設置・撤去工については、工事発注後における警察署との協議により敷鉄板2枚敷きの養生が必要になったこと、及び交差点における安全を確保するため敷鉄板から覆工板養生での施工に変更したものである。

いずれも当初設計にあたり、十分な現地の調査・検討をしていればその時点で把握できたものである。

工事施工箇所の交通条件の配慮等公共の利益をふまえるべき公共工事として、今後、設計・積算に当たっては、担当者が現場状況・条件の的確な把握を行い、専門的な技術検討のもとに、正確な設計・積算を行うべきである。また、検算及び設計審査による内部チェック機能の充実を図られたい。

※ 老朽管更新事業 一箕町八幡滝沢配水管布設替工事 工事費 144,741,450 円